

入札（見積合わせ）参加者心得

- 1 別紙「入札が無効となる場合」を熟読し参加してください。
- 2 入札は、一般公開（傍聴対象）とします。
- 3 入札（見積合わせ）（以下、「入札等」という。）は、各社（者）1名の参加とします。
- 4 天変地異など特別の事情がある場合を除き、遅刻は一切認めませんので、時間厳守に十分留意してください。入札等開始後は、会場に入室できません。
- 5 会場内では静粛にし、私語は慎んでください。
- 6 代理人をして入札等される場合は、委任状を提出してください。
- 7 入札等には予定価格を設けています。予定価格以内での落札者がいない場合は原則引き続き再度入札を2回まで行います。それでも落札者がいない場合は入札を打ち切り、引き続き希望の業者との随意契約（見積折衝）を行います。
- 8 入札書の首標金額と内訳金額欄は、消費税及び地方消費税を含まずに記入してください。
ただし、随意契約用見積書には、消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
- 9 入札書の首標金額と内訳金額が相違している場合は、首標金額を採用します。
- 10 入札途中で辞退する場合は、入札書の首標金額欄の右側に辞退と記入してください。
なお、入札書の記載事項は全て記入（押印も必要）してください。
- 11 予定価格以内での、最低価格業者が複数いる場合は、くじ引きで落札業者を決定します。
なお、くじ引きは辞退できません。
- 12 入札に使用する印鑑を必ず持参してください。
- 13 入札等執行中は、入札等担当職員の許可がなければ上記10の「辞退」をした場合であっても退室できません。
- 14 入札等の執行を妨害する者、入札等担当職員の指示に従わない者は会場から退室していただきます。

入札が無効となる場合

- 1 入札者の押印のない入札書によるもの。
- 2 記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印のない入札書によるもの。
(ただし、「首標金額」の訂正は不可→無効とします。)
- 3 押印された印影が明らかでない入札書によるもの。
- 4 破産者で復権を得ない者など、入札に参加する資格のない者がしたもの（地方自治法施行令第167条の4ほか）。
- 5 記載すべき事項の記入のない入札書、又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの。
(品名、納入期限、納入場所などの記入漏れ、記入誤りには特に注意。)
- 6 代理人で委任状を提出しない者がしたもの。
- 7 他人の代理を兼ねた者がしたもの。
- 8 2通以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者がしたもの。
- 9 その他、入札に関する条件に違反した入札をしたもの。